

様式第2号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

物 品 貸 付 許 可 書

殿

公立大学法人富山県立大学理事長

平成 年 月 日付をもって借受申請のあった本学物品の貸付については、下記の条件を付して許可する。

記

1 貸付物品名及び数量

2 貸付期間

平成 年 月 日 時から平成 年 月 日 時まで

3 貸付目的

4 借受人の使用場所

5 その他

借受人は裏面記載の貸付条件を遵守するものとする。

6 貸付料

\_\_\_\_\_円（うち消費税相当額\_\_\_\_\_円）とする。

借受人は本学の発する請求書により、指定期日までにこれらを納入しなければならない。

(物品貸付許可書裏面)

## 貸 付 条 件

(経費の負担)

第1 貸付許可を受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付物品(以下「物品」という。)の引渡し、維持、修理及び返納、その他貸付に要する費用を負担しなければならない。

(物件保全義務等)

第2 借受人は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(貸付に要する費用の請求権の放棄)

第3 借受人は、物品にかかる修理費等、貸付に要する費用を本学に請求しないものとする。許可の取消し若しくは許可内容の変更が行われた場合においても同様とする。

(転貸等の禁止)

第4 借受人は、使用を許可された物品を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 借受人は、物品を物品貸付許可書に記された目的以外に使用してはならない。

(指定場所以外の場所での使用禁止)

第6 借受人は、物品を物品貸付許可書に記された使用場所以外で使用してはならない。

(物品の返納)

第7 借受人は、物品の貸付期間満了の日までに、指定の場所に返納しなければならない。ただし、貸付期間満了の日以前に返納した場合でも、貸付料の返還は放棄するものとする。

(許可の取消し又は変更)

第8 借受人が、貸付条件に違反したとき又は本学において物品を必要とした場合には、速やかに返納しなければならない。ただしこの場合には、第7項ただし書の条件に限らず、貸付料についても許可内容変更の対象とする。

(弁償責任)

第9 借受人は、物品を亡失又は損傷したときは、相当の弁償をしなければならない。

(亡失及び損傷の報告)

第10 借受人は、物品を亡失又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を理事長に提出しなければならない。弁償等の補償については理事長の指示に従うものとする。また、亡失又は損傷の原因が天災、火災又は盗難によるものである場合には、その事実又は理由を証する関係官公署発行の証明書を報告書に添付しなければならない。

(実地調査等)

第11 理事長は、貸付物品について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持管理に関し指示することができる。

(借受書の提出)

第12 借受人は、物品の引き渡しを受けたときは、直ちに公立大学法人富山県立大学物品貸付要領第4条第4項に定める借受書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(損害保険の加入)

第13 本学を受取人とする損害保険契約を締結させる等の条件が物品貸付許可書に付された場合は、借受人はこれに従わなければならない。